

農山漁村未来創造事業実施要領

第1 趣旨

本県では県土の8割を中山間地域が占め、家族経営を主とする多数の小規模経営体が地域の実情に応じた多様で特色のある営みにより農林水産業を支えており、広域経済連携が進展する中、地域農林水産業の持続的発展と農山漁村の活力創出に向けた取組を一層進める必要がある。そこで、地域が主体となって未来の姿を描き、様々な課題を解決するために行う「徳島ならではの」モデルとなる取組を支援する。

第2 事業の種類及び補助

この要領に基づいて実施する事業は、企画提案型、政策推進型、農地集積・事業承継加速型、防疫対応事業及び緊急対応事業とし、事業内容、実施基準、事業実施主体、補助率等は別表に定めるとおりとし、知事は、原則として国や県の他の補助対象とならないものを地域の実情に即して審査の上、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、事業実施に必要な経費の全部又は一部を補助するものとする。

1 企画提案型

地域農林水産業の持続的発展と農山漁村の活力創出のため、地域の実情に応じて様々な課題を解決するために行う地域が主体となる発想・提案に基づいた取組

2 政策推進型

「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」に掲げた本県農林水産業の目指す将来像である「もうかる農林水産業」の実現や「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」推進に資する取組及び、企画提案型の成功事例の横展開を図る取組

3 農地集積・事業承継加速型

地域ぐるみで農地利用の効率化を図るため、担い手への農地集積や農業の事業承継を促進する取組

4 防疫対応事業

地域畜産業の経営及びブランドを守るため、家畜伝染病の予防又はまん延防止に対応する緊急的な取組

5 緊急対応事業

緊急かつやむを得ないものであって、この事業の趣旨に適合し、知事が特に必要と認める取組

第3 公募

知事は事業の公募を行い、補助金交付候補者を選定する。

第4 企画提案型

1 事業実施期間

実施期間は3か年以内とし、実施期間の計算は、事業計画の承認を受けた年度の3月末をもって最初の1年間が経過したものとみなし、その後、年度単位で計算するものとする。その他の事業の実施期間は1か年以内とする。

2 重点的な支援の対象となる取組

企画提案型において、重点支援対象は次の取組とする。

(1)【DX】スマート農林水産業

農林水産業の生産性を飛躍的に向上させるため、5G、IoT、AI、ロボット等を活用したスマート技術を農林水産業に実装する取組

(2)【GX】サステイナブル農林水産業

海洋や森林の保全、環境保全型農業や気候変動対策の推進等を通じた持続可能な農林水産業を実現する取組

(3) とくしま回帰・人材育成

移住定住に向けた都市農村交流の促進、並びに様な人材による担い手育成や労働力確保を目的とする取組

(4) 輸出拡大

県産農林水産物の海外市場のシェア拡大や輸出事業者を発掘し、育成する取組

(5) 生産・流通対策

生産コスト低減や共同出荷体制の確立など流通の効率化に関する取組

(ソフト事業で消費者向けの産地見学、広報活動等の適正価格の形成に向けた理解醸成を促す取組を実施すること。)

3 応募方法

(1) 公募に応募しようとするもの(以下「応募者」という。)は、様式2～5に定める企画提案書を作成し、事業受益の及ぶ範囲を所管する市町村長(事業受益の及ぶ範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長とする。以下同じ。)を経由して知事に提出するものとする。ただし、複数の、東部農林水産局又は総合県民局の範囲を対象とする等、広域的な取組を行う場合にあっては、企画提案書を知事へ提出することができるものとする。

(2) 事業受益の及ぶ範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、応募者は、主たる市町村長以外の関係する市町村長に企画提案書の写しを提出するものとする。

(3) (1)により提出を受けた市町村長は、必要な指導及び調整を行い、知事に提出するものとする。

(4) 市町村が応募者となる場合にあっては、企画提案書を知事に提出するものとする。

4 審査・採択

知事は、市町村長又は応募者から企画提案書の提出を受けたときは、別に定める評価委員会において、別紙に示す審査基準によって審査・採点及び評価し、知事は委員会の評価に基づき、採択するものとする。

5 採択結果の公表

知事は、企画提案の採択の結果を、企画提案書の提出のあった市町村長を経由して、各応募者に通知する。また、採択結果については、必要な事項について公表する。

第5 企画提案型以外の事業

1 事業実施期間

実施期間は1か年以内とする。実施期間の計算は、事業計画の承認を受けた年度の3月末をもって1年間が経過したものとみなす。

2 応募方法

応募者は、次条に定める事業計画を提出するものとする。

第6 事業計画の提出

1 事業実施主体は、様式3、様式4及び様式6に定める当該年度の事業計画書を作成し、第4の3の提出の手続きに準じて、事業計画書を知事へ提出するものとする。

なお、評価委員会にて企画提案の採択を受けた事業実施主体は、採択内容に基づき事業計画書を作成し、提出するものとする。

2 1により提出を受けた市町村長は、必要な指導及び調整を行い、知事に提出するものとする。

3 市町村が事業実施主体となる場合にあっては、事業計画書を知事に提出するも

のとする。

第7 事業計画の承認等

- 1 知事は、市町村長又は事業実施主体から事業計画書の提出を受けたときは、事業計画書を検討し、その内容が適当と認めた場合は、当該年度の事業計画を承認するものとする。
- 2 知事は、1により事業計画を承認したときは、その結果を事業実施主体に通知するものとする。
- 3 2により事業計画の承認を受けた事業実施主体は、徳島県農林水産政策関係事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に規定する当該年度の補助金交付申請書を市町村長を経由して知事に提出するものとする。

第8 事業計画の変更

- 1 事業計画の重要な変更は、交付要綱別表1の「事業の内容の変更」の1～3、5に掲げる事項とし、事業実施主体は、変更事業計画書を市町村長を経由して提出し、事前に知事の承認を得なければならない。ただし、企画提案型を除く事業にあっては、交付要綱第6条の規定による補助事業変更（中止、廃止）承認申請をもって代えることができるものとする。
- 2 1の承認の手続については第7に準じるものとし、知事は提出された変更事業計画書を検討し、適当と認めるときは評価委員会を経ずに承認できるものとする。

第9 報告及び評価

- 1 事業実施主体は、当該事業計画に定めた成果目標の達成状況について、事業実施年度から目標年度の翌年度までの間、毎年度、達成状況報告書（以下「報告書」という。）を、第4の3の提出の手続きに準じて、知事に提出しなければならない。ただし、事業実施期間終了後において、目標年度を前倒しして成果目標を達成した場合には、この限りではない（太陽光発電設備に関しては、農山漁村未来創造事業実施要領の運用について第9の1の規定による）。
なお、防疫対応型と、特認型の一部にあっては、交付要綱第8条に基づく実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 市町村長は、1により報告を受けた場合には、その内容について点検し、意見を付して知事に報告書を提出するものとする。
なお、この点検評価の結果、事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が目標年度に達成されていない場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、毎年度、報告書に加えて改善計画書を知事に提出させるものとする。ただし、本事業により整備した施設等の処分制限期間を経過した場合には、この限りではない。
- 3 知事は、1により報告を受けた場合には、評価結果をとりまとめ、次年度の適正な事業の執行及び補助対象事業の採択結果に反映させるものとする。
- 4 知事は、成果目標が未達成の事業実施主体に対して、必要な調査を行い、適切な指導を行うものとする。
- 5 事業実施主体は、やむを得ない理由により成果目標を変更する場合には、報告書の提出手続に準じて、成果目標変更承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 6 知事は、5により変更承認申請された内容が適当であると認める場合には、第7の1の手続に準じて承認し、事業実施主体に通知するものとする。

第10 指導体制の整備と効率的な推進

知事及び市町村長は、この事業の趣旨に鑑み、総合的な指導体制を整備し、関係

機関の協力のもとに事業の的確かつ効率的な推進に努めるものとする。

第11 その他

この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 とくしま明日の農林水産業づくり事業実施要領（平成17年4月1日）については、平成28年度に限り、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月16日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、旧要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第7の規定については、この改正後の要領を適用するものとする。

附 則

この要領は、令和2年1月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、旧要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年10月11日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、旧要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、旧要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年10月10日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、旧要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、旧要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、旧要領の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第 9 の規定については、この改正後の要領を適用するものとする。

別表(第2関係)

区分	事業種目	事業内容・補助対象経費	事業実施主体	実施基準等	補助率等
企画提案型	1 ハード事業	地域農林水産業の課題解決に資する農林水産業用機械・施設等の導入整備を助成する。 1 農林水産業用機械・施設等の導入整備費 2 簡易な土地基盤整備費 3 農林漁家民宿の改修・整備費 4 障がい者又は外国人材の円滑な受入れのための安全研修や地域交流等を実施する施設の整備費 5 その他地域農林水産業の課題解決に必要と知事が認めるもの	市町村、農林漁業者等の組織する団体、農業以外の業を営む法人で新たに営農を開始する法人、認定農業者や人・農地プラン等に位置付けられる中心経営体、認定林業事業体、登録林業事業体、漁業士、その他知事が認める団体	a 次に掲げるものに該当するものであること。 ① 地域農林水産業の課題解決に資する機械・施設等の整備であること。 ② 受益戸数が原則として3戸以上、または5名以上農業に従事する正社員を雇用する農業を営む法人であること。ただし、地域内に3戸以上の受益が見込めない明確な理由があり、かつ市町村長が推薦する中心経営体(認定農業者や人・農地プラン等に位置づけられる地域の中心となる経営体をいう。)などについてはこの限りでない。 b 園地の造成、園内作業道等の簡易な土地基盤整備については、「県単土地改良事業実施要綱(昭和59年4月1日施行)」第3条別表に掲げる事業に適合しない事業であること。 c 農林漁家民宿の改修・整備については、「とくしま農林漁家民宿」の確認等を受けたものであること。 d 障がい者の受入れについては、事業実施主体が雇用契約を締結又は障がい福祉サービス事業所等と請負契約を締結すること。また、障がい者は、労働保険(労災保険及び雇用保険)等に参加している者であること。 e 外国人材は「技能実習」や「特定技能1号」等の農業従事が認められる在留資格を有しており、雇用契約又は派遣契約を締結し、労働保険(労災保険、雇用保険)に参加している者であること。 f その他の実施基準等については知事が別に定める。 g 太陽光発電設備等は補助対象外とする。	1 ハード事業 1／2以内。 補助額上限は、2,000万円(ソフト事業を含む)ただし、重点支援対象に該当する事業として採択された場合は、補助額上限は、2,500万円(ソフト事業を含む) ハード事業の補助額のうち、とくしま農林漁家民宿の改修・整備については1事業あたり補助額上限200万円 規模拡大や経営転換のための高能力乳牛や和牛繁殖牛の導入整備については、1頭あたり3万円以内又は当該経費の1／2以内のいずれか低い額
	2 ソフト事業	原則として、1で導入する機械・施設等の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な計画策定等に係る会議開催費用や技術実証に必要な経費等を助成する。		a 事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものであって、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費を対象とする。	2 ソフト事業 定額(1／2以内) 補助額上限は、60万円

区分	事業種目	事業内容・補助対象経費	事業実施主体	実施基準等	補助率等
政策推進型	1 担い手育成 枠	農林水産業の担い手の育成・確保のために既に就業支援研修を実施している又は実施できる体制が整っている者が研修を実施するために必要となる機械・施設等の導入整備を助成する。 「農林水産業の担い手育成・確保」に繋がる農林水産業への就業支援研修に必要な機械・施設等の導入整備費	市町村、農林漁業者等の組織する団体、その他知事が認める団体	原則として「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」をはじめとする県や市町村等が定める基本方針に沿った取組であって、次の要件を満たすものであること。 a 事業実施主体等において研修計画等が策定されている又は策定されることが確実であること。 b 受益戸数が3戸以上であること。 c 県、市町村、農業協同組合等の主体的な指導のもとに実施する取組であり、地域ぐるみで新規就業希望者を地域農林水産業の担い手として育成する体制が整備されていること。 d 成果目標として年間3人以上の研修生を受け入れることを設定しており、当該目標の実現が見込まれること。 e 研修対象者は当該地域において相続等により将来取得可能な農林水産業施設を持たない者であって、研修終了後において新たに経営を開始し、将来にわたり本県農林水産業の担い手となる意欲を有する者であること。 f 導入する機械・施設等の規模・能力は研修を実施するにあたり必要最低限のものであること。 g 太陽光発電設備等は補助対象外とする。	3／10以内 補助額上限は、1,000万円
	2 産地強化 枠	産地の維持・回復、拡大及び再編、作業の省力化、作柄安定又は新規就業者の経営充実等に必要な機械・施設等の導入整備やその推進に係る経費を助成する。 1.「産地強化」に繋がる農林水産業用機械・施設等の導入整備費 2.「産地強化」に繋がる農林水産業の推進に係る経費 3 自家消費を目的とした、農林水産業関係施設（倉庫、集出荷施設等）を利用した太陽光発電施設の整備費（3の営農型太陽光発電設備については、みどりの食料システム推進枠での支援とする）		原則として「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」をはじめとする県や市町村等が定める基本方針に沿った取組であって、次の要件を満たすものであること。 a 地域農林水産業の担い手として位置付けされ、事業の継続性が強いと認められる事業実施主体であること。 b 受益戸数が3戸以上であること。 c 今後の地域における農林水産業振興のモデルとなる取組であること。 d 原則として、収益性の向上等の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標のいずれかの達成が見込まれること。 ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10％以上の削減 ② 販売額の10％以上の増加 ③ 新たな流通ルートへの仕向け割合が10％以上の増加 e 太陽光発電設備については、以下の要件を満たすこと。 ① 発電電力の供給先が農林漁業関連施設・機械であること。	3／10以内。 補助額上限は、1,000万円 ただし、規模拡大や経営転換のための高能力乳牛や和牛繁殖牛の導入整備については、1頭あたり3万円以内又は当該経費の3／10以内の いずれか低い額

区分	事業種目	事業内容・補助対象経費	事業実施主体	実施基準等	補助率等
				② 耐用年数内は自家消費とし、余剰電力を含めFITやFIP制度による売電を行わないものであること。（自家消費については、発電設備と同一内敷地内の施設または自営線供給が可能な施設であること） ③ 施設の所有者・発電事業者が同一であること。	
	3 みどりの食料システム推進枠	みどりの食料システム推進に資する機械・施設等の導入整備に係る経費を助成する。 1 農林水産業用機械・施設等の導入整備費 2 自家消費を目的とした、営農型太陽光発電設備（令和4年3月31日付け最終改正3農振第2887号農林水産省農村振興局長通知1の「営農型発電設備」のうち太陽光発電設備であるものをいう。以下同じ。）の整備費（農林水産業関係施設を利用した太陽光発電施設の整備については、産地強化枠での支援とする）	農林漁業者等の組織する団体（団体または構成する者が環境負荷低減事業活動実施計画認定者、有機JAS認定、国際水準GAP（GLOBALG. A. P.、JGAP、ASIAGAP）、とくしま安2農産物優秀認定のいずれかを取得している、もしくは取得することが確実にあること）、クール林業事業体、認定林業事業体、その他知事が認める団体	「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」の環境負荷低減に資する取組の推進に資する取組であって、次の要件を満たすものであること。 a 地域農林水産業の担い手として位置付けされ、事業の継続性が強いと認められる事業実施主体であること。 b 受益戸数が3戸以上または5名以上農業に従事する正社員を雇用する農業を営む法人。 c みどりの食料システム推進のためのモデルとなる取組であること。 d 「徳島県みどりの食料システム戦略基本計画」の戦略目標、関連施策目標に沿った目標を設定しており、当該目標の達成が見込まれること。 e 営農型太陽光発電設備については、以下の要件を満たすこと。 ① 発電電力の供給先が農林漁業関連施設・機械であること。 ② 耐用年数内は自家消費とし、余剰電力を含めFITやFIP制度による売電を行わないものであること。（自家消費については、発電設備と同一敷地内の施設または自営線供給が可能な施設であること） ③ また施設の所有者・発電事業者・営農者が同一であること。 ④ 太陽光パネル下で栽培する作物については、次のいずれかを満たすものとする。 ・事業実施年または、翌年に収穫を開始し、出荷を行える品目 ・事業実施者が以前から栽培し、既に地域の平均反収に準じた出荷実績を有する品目 ・みどりの食料システム戦略に掲げる環境負荷低減、食料自給率向上に資する観点から食用作物	1／2以内 補助額上限は、1,000万円
農地集積・事業承継加速型	1 地域計画実現農地借受支援事業	担い手への農地集積を促進するため、中山間地域等の条件不利な農地を借り受けた「受け手」に対し交付する奨励金を助成する。	公益財団法人徳島県農業開発公社（農地中間管理機構）	次の要件をすべて満たすこと。 a 別に定める指定期間内に、農地中間管理機構と5年以上の農地賃貸借契約（再契約は含めない）を新たに締結した受け手であること。 b 中山間地域に該当する農地であること	定額（10／10以内）

区分	事業種目	事業内容・補助対象経費	事業実施主体	実施基準等	補助率等
	2 お試しほ場活用促進事業	農地中間管理機構が中間保有している農地の有効活用を促進するため、新規就農者や就労支援施設等による「お試しほ場」としての活用のために必要となる経費を助成する。		次の要件をすべて満たすこと。 a 農地中間管理機構が農地を借り受けてから1ヶ月以上中間保有をしている農地又は受け手との合意解約等により中間保有をしている農地であること。 b 農業支援センターやJ A等の協力により技術指導等の体制が整っていること。	定額(10／10以内)
	3 耕作放棄地再生支援事業	担い手への農地集積を促進するため、耕作放棄地を借り受けた「受け手」の再生作業に対し交付金を助成する。		次の要件をすべて満たすこと。 a 耕作放棄地は、農業委員会が実施する利用状況調査で「一号遊休農地」に該当する農地であること。 b 支援を受けて再生した農地で、5年以上営農継続することを確約した受け手であること。 c 受け手への助成額は、別に定める再生作業区分毎の額を上限とし、10aあたり合計7万円以内とすること。	定額(10／10以内)
	4 事業承継加速化事業	(1) 農業の事業承継を円滑に行うため、農地を含む事業の譲渡を希望する者が農地や機械等の資産鑑定に要する経費を助成する。	農業者、農業者等の組織する団体、その他知事が認める団体	次の要件をすべて満たすこと。 a 対象者は、農業会議が設置する相談窓口へ相談し、農業会議が実施する業務の支援対象とされていること。 b 事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものであって、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費であること。 c 国又は県の補助事業の補助対象となっていない経費であること。	定額(10／10以内) 補助額上限は、50万円
		(2) 農業の事業承継を円滑に行うため、事業承継に要する契約手続き等の経費を助成する。		次の要件をすべて満たすこと。 a 対象者は、農業会議が仲介する事業承継において、事業を譲受する者であること。 b 事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものであって、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費であること。 c 国又は県の補助事業の補助対象となっていない経費であること。	1／2以内 補助額上限は、30万円
		(3) 事業承継後の農業経営を支援するため、農地を含む事業の譲受者が機械等の整備に要する経費を助成する。		次の要件をすべて満たすこと。 a 対象者は、農業会議が仲介する事業承継において、事業を譲受した者であること。 b 事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものであって、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費であること。 c 国又は県の補助事業の補助対象となっていない経費であること。	3／10以内 補助額上限は、100万円

区分	事業種目	事業内容・補助対象経費	事業実施主体	実施基準等	補助率等
		(4) (1)～(3)の取組を効果的かつ円滑に実施するのに必要な経費を助成する。	一般社団法人徳島県農業会議	次の要件をすべて満たすこと。 a 事業の実施に直接必要な別に定める経費であって、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費であること。	定額(10／10以内)
緊急対応支援型	1 防疫対応事業	家畜伝染病の予防又はまん延防止のため、緊急の防疫対応事業に対して助成する。	市町村、農林漁業者、農林漁業者等の組織する団体、その他知事が認める団体	次の要件をすべて満たすこと。 a 県内で家畜伝染病が発生又は発生するリスクが高いと認められること。 b 国の防疫対策に関する緊急支援事業が適用される場合は、国の助成を受けること。 c 原則として、県助成額の2分の1相当額以上を市町村が負担すること。 d 原則として、受益戸数が3戸以上であること。	事業経費の3／10又は国の助成額の1／2のいずれか低い額以内 補助額上限は、1経営体あたり1,000万円又は助成対象経費から、国、市町村、その他農林水産団体等からの助成金の合計額を控除した額のいずれか低い額
	2 緊急対応事業	緊急かつやむを得ないものであって、この事業の趣旨に適合し、知事が特に必要と認める事業に対して助成する。	市町村、農林漁業者等の組織する団体、その他知事が認める団体	次の要件をすべて満たすこと。 a 原則として、県助成額の2分の1相当額以上を市町村が負担すること。 b 受益戸数が3戸以上であること。	3／10以内 補助額上限は、1,000万円

別紙 審査基準

農山漁村未来創造事業のうち「企画提案型」の審査項目及び点数配分は以下のとおりとする。

項 目	内 容	配 点
① 事業目的の的確性	地域の特性に応じたニーズを的確に捉え、課題解決に繋がるか	委員 1 名が各項目毎に『10点』満点で採点 (計 50 点)
② 新規性・独創性 (創意工夫)	新たな視点や、独自の発想があるか	
③ 地域への 貢献性・波及性 (地方創生の視点)	地域に対して、大きな効果や波及効果が期待できるか	
④ 継続性・発展性	補助期間終了後においても、継続して事業を実施できるか	
⑤ 事業規模の妥当性	事業計画や導入する機械・施設の規模積算が、妥当かつ適切か	